

あがらの御坊みんなで応援商品券 2026 交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による家計負担及び地域経済の収縮に伴い売上が減少している市内事業所の状況に鑑み、地域経済の消費活性化を促進するため、あがらの御坊みんなで応援商品券 2026（以下「商品券」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定取引」とは、商品券を対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

2 この要綱において「特定事業者」とは、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の交付等)

第3条 市長は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）現在において本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「交付対象者」という。）に対して商品券を交付する。ただし、交付対象者が基準日以降に死亡し、かつ、本市の商品券の発送日（当該発送日が複数ある場合は、最初の発送日）の前日までにその交付対象者の属する世帯が消滅したときは、これを交付しない。

2 商品券の交付額は、交付対象者1人につき1万円とする。

3 商品券1枚当たりの券面額は500円とし、20枚綴りを1組として交付する。

4 商品券の交付は、本市から交付対象者の属する世帯の世帯主宛に、世帯全員分を一括して発送する。ただし、交付対象者のうち次に掲げる者については、当該交付対象者を含む世帯とは別に商品券を送付することができるものとする。

(1) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族など、当該入所者

が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。) 及びその同伴者であって、基準日において居住地である市に住民票を移していない者で次のいずれかの要件を満たしている者

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(2) 次のいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）（以下「施設入所等児童等」という。）であって、基準日において、当該施設入所等児童等が入所等している施設等の所在地である市にその住民票を移していない者

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する里親に規定する保護者をいう。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に

困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されているものに限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を

定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(3) 次のいずれかに該当する者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、当該措置入所等障害者・高齢者が入所等している施設等の所在地である市にその住民票を移していない者

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定によ

る入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

5 宛先不明等により商品券が本市に返戻されたときは、第5条に掲げる使用期間内は市長が商品券を保管し、使用期間を過ぎたときにこれを処分する。

6 交付対象者が商品券を紛失、滅失又は盗難されたときは、商品券の効力を無効とする。この場合において、商品券の再発行は、認めない。

（商品券の使用範囲等）

第4条 商品券は、交付対象者本人又は代理人に限り特定事業者との間ににおける特定取引においてのみ使用することができる。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる取引については商品券を使用することはできない。

(1) 現金（電子マネーを含む。）との引換え

(2) 不動産や金融商品

(3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ

(4) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(6) 国税、地方税、使用料等公租公課

(7) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの

(8) 公序良俗に反するもの

(9) その他市長が定めるもの

3 特定取引に使用された商品券の券面記載の合計額が取引の対価を上回るときは、特定事業者は上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

4 交付対象者は、商品券の転売、譲渡及び換金を行ってはならない。

（商品券の使用期間）

第5条 特定事業者において商品券を使用することができる期間は、令和

8年5月1日から令和8年7月31日までとする。

(取扱店登録感謝金)

第6条 市長は、特定事業者として登録した者に対して、取扱店登録感謝金（以下「感謝金」という。）を給付する。

2 感謝金の額は、登録店舗1店につき3千円とする。

3 感謝金の給付は、1回限りとする。

(特定事業者の登録等)

第7条 特定事業者として登録を希望する者は、あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店登録申請書兼誓約書・取扱店登録感謝金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を令和8年1月19日から令和8年2月6日までの間に市長に提出するものとする。

2 前項の申請書については、直接窓口においての提出又は郵送による提出のいずれかによるものとする。

3 特定事業者として登録できる者は、市内に事業所、店舗等を有する者とし、複数の店舗等を持つ者は、店舗ごとに登録するものとする。ただし、次に掲げる事業者を除く。

(1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に該当する店舗。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市内に本店のある事業所

イ 店舗内のテナント事業者のうち、単独で大規模小売店舗立地法第3条に規定する基準面積を超えないもの

(2) 性風俗店

(3) パチンコ店、マージャン店及びこれらに準ずるもの

(4) その他市長が定めるもの

4 市長は、第1項による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められたときは特定事業者として登録し、その者にあがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付する。

5 感謝金の支給については、あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店登録感謝金支給通知書（様式第3号）により通知し、第5条に規定する使用期間初日の前日までに特定事業者の指定する口座に振り込

むものとする。

6 市長は、特定事業者として登録しないことを決定したときは、その者に理由を付してあがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店不認定通知書兼取扱店登録感謝金不交付通知書（様式第4号）により通知する。

（特定事業者の責務）

第8条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければいけない。

- (1) 特定取引において商品券での支払いを拒んではいけない。ただし、商品券の破損、汚損等が著しいときはこの限りでない。
- (2) 第4条第2項に規定する取引に関して商品券を使用しないこと。
- (3) 第5条に規定する使用期間を経過した特定取引に使用しないこと。
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (5) 本市と適切な連携体制を構築すること。
- (6) 使用後の商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
- (7) 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）でないこと、並びにこれらの者と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) その他市長が定める事項

2 市長は、特定事業者が前項に規定する事項に反する行為を行ったときは、特定事業者の登録を取り消すことができる。

（商品券の換金）

第9条 市長は、特定取引で使用された商品券の券面額を特定事業者に支払うものとする。この場合において、市長は、券面額の1割分に相当する金額（以下「加算金」という。）を加算するものとする。ただし、加算金の支払は、特定事業者1者につき100万円を限度とする。

2 特定事業者は、商品券を換金するときは、あがらの御坊みんなで応援商品券2026換金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

- (1) 第7条第4項の規定により交付された認定書の写し
- (2) 特定取引で使用された商品券。なお、商品券の裏面には特定事業者

名を記入又は押印するものとする。

- 3 市長は、前項による請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められたときは、1月以内に特定事業者の指定する口座に振り込むものとする。
- 4 特定事業者は、第2項による請求書の提出を令和8年8月31日までに行うものとする。

(広報等)

第10条 市長は、商品券交付事業が円滑に実施できるよう広報その他の方法により住民への周知を行う。

- 2 市長は、本事業を装った個人情報の搾取や詐欺行為を未然に防止するため、各種広報媒体を利用した広報啓発を実施し、住民に対する注意喚起に努めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。